

令和4年12月12日

小平市立学校保護者の皆様

小平市教育委員会教育部学務課
小平市教育委員会教育部指導課

「小平市立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」の改訂について

平素より小平市立小・中学校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、保護者の皆様には新型コロナウイルス感染症の拡大防止等につきましても、日々様々な場面でご協力いただいていることと存じます。重ねて感謝申し上げます。

さて、この度東京都教育委員会から「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」が改訂され、参考送付がございました。これに伴い小平市におきましても、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン」（以下本ガイドライン）を見直すことといたしました。

つきましては、保護者の皆様にも本ガイドラインの改訂のポイントをお知らせいたします。子どもたちの心身共に健やかな成長のため、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 換気について

- ・二酸化炭素濃度が基準値（1,000ppm）を超える場合には、基準値以下となるまで換気を行う。

- 各教室に配備している二酸化炭素濃度測定器を活用し、効果的に換気を行うことを明記しました。

2 密接場面への対応（マスクの着用）

- ・学校の教育活動においては、マスクの着用に関する児童・生徒のコミュニケーションへの影響に関する指摘を踏まえ、児童・生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行うことを基本とする

- 登下校時、体育の学習時、外遊びなどマスクの着用が必要ない場面にはマスクをしなくてよいことを含め、場所や場面に応じてメリハリのあるマスク着用をする旨を記載しました。

3 学校給食及び昼食

- ・児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控える。

- 給食の時間は大声での会話を控え、近くの児童・生徒間での会話を行うことは可能としました。